

議 事 録

令和6年度四万十町農業委員会2月総会

日 時 令和7年2月26日(水)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 大正地域振興局 2階大会議室

日 程

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第1 | 指定第25号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第26号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第24号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について |
| 第4 | 報告第25号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第5 | 報告第26号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第6 | 報告第27号 | 農地法第5条による許可申請の取消しについて |
| 第7 | 議案第46号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第8 | 議案第47号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第9 | 議案第48号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について |
| 第10 | 議案第49号 | 地域農業経営基盤強化促進計画の策定に伴う意見聴取について |
| 第11 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 5. 佐竹 孝太 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 欠席 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 |
| 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 欠席 | 27. 廣田 智之 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 誠二 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 8 宮崎 恵美子 | 26 甲把 雄 | 37 佐々木 通 |
|----------|---------|----------|

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山陸 聖弥・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。今日は大変お忙しい中、皆さんに集まっていただきまして、誠にありがとうございます。2月も後半に入りまして、やっと暖かくなってまいりました。月曜の朝は雪が降っておりまして、今年はいつになったら暖かくなるんだろうなと思ったら、昨日から一気に暖かくなってきました。今年の冬は寒いということで、山陰、北陸、東北の特に日本海側の方は本当に大雪でございまして、除雪また屋根の雪下ろし等大変だったと思います。雪下ろしでもたくさんの方が亡くなられて、本当に大変な寒い冬だったなということです。これからだんだん暖かくなって、農作業も忙しくなってくると思いますが体調に気をつけて頑張ってくださいと思います。

それと今日は、数年前より取り組んでまいりました、地域計画目標地図の策定にあたりまして、皆さんに色々ご教授いただいたんですが、それで今日皆さんに見ていただいて、オッケーということでありましたら、国の方に提出するということになりました。

色々皆さんにお世話になりましたが、ようやくここまでできましたありがとうございます。

それと、2月20日だったと思いますが、締め切りで農林業センサスの調査をやっていたいただきました。たくさんの方に協力していただきまして、誠にありがとうございます。数名の委員の皆さんと話をしたんですが、なかなか行っても人に会えないとか、また調査用紙渡してもその調査の内容は分かりずらかったとか、自分らがやってもなかなか分からんに、特にお年寄りの方がこれやっても分からんという人が僕のところにもおりました。担当課の方にもこういった形でいろいろ苦勞しましたと。調査内容につきまして結構わかりにくいですよという形で申し入れはしておきました。しかしながら、5年に一度の農業に関する国政の調査でございますので、我々農業委員会も協力するという事で皆さんにお願いいたしました。なんとか終わりましたが、皆さん本当にお疲れ様でございました。

それともう1つ、今日は毎年行っております農作業標準賃金を決定する時期が来ました。今日、皆さんに協議していただきまして、3月には決定して町民の皆さんに報告をするという形になっておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長

ただ今から、令和6年度四万十町農業委員会2月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号29番 石田芳秋委員にお願いいたします。

それではご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後でございます。

29番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、8番 宮崎恵美子委員、26番 甲把雄委員、37番 佐々木通委

員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員18名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第25号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和6年度四万十町農業委員会2月総会の会期は、令和7年2月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第26号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に15番 中原英昭委員と21番 岡村博品委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 都合により日程を変更して行います。

まず、日程第9 議案第48号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第48号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づく要請について」を説明します。

議案書は19ページです。添付資料は88ページからご覧ください。

この議案が公社へ促進計画案の作成を要請してよいかの審議となっております。

件数につきましては窪川地域の6件です。

受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1番と番号2番は受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号1番、土地の所在地、大井野字西原開751番、地目、田、面積3,134㎡です。

番号2番、土地の所在地、大井野字西原開750番1、地目、田、面積3,049㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。期間は番号1番が町認可日から令和7年11月30日、番号2番が町認可日から令和8年1月3日までとなっております。

番号3番から5番までは受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号3番、土地の所在地、大井野字西原開749番、地目、田、面積3,112㎡です。番号4番、土地の所在地、大井野字松カサコ745番1、地目、田、面積3,021㎡です。番号5番、土地の所在地、大井野字西原開748番、地目、田、面積3,120㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計5,944㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稻を栽培する計画です。期間は番号3番が町認可日から令和8年1月3日、番号4番が町認可日から令和8年2月28日、番号5番が町認可日から令和7年11月30日です。

番号6番、土地の所在地、床鍋字仁井屋1620番、地目、田、面積2,003㎡、外4筆あり、合計5筆、面積計11,150㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は野菜を栽培する計画です。期間は町認可日から令和7年11月1日です。説明は以上になります。

議長 議案第48号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番から番号5番まで。21番 岡村博晶委員。

21番 番号1番、2番について2月22日に現地確認と借受人から確認しました。
借受人は長年にわたり農業をされ、経験豊富で地域の担い手として農業をしており、周辺農地に悪影響を与えることはないと思われます。促進計画案の記載内容を確認し、特に問題ないと考えます。

番号3番、4番、5番、これも2月22日に現地と借受人に確認してまきました。

借受人は一昨年退職されてから農業に従事してまします。

認定農業者ではありませんが、地域の田役長等も引き受けて地域の担い手として活躍されてます。周辺農地に悪影響を与えることなく、管理も心配なく、促進計画案通り記載内容の通りで問題ないと考えます。以上です。

議長 続きまして、番号6番。7番 浜田大彰委員。

7番 先日、現地確認を行ってまきました。中間管理機構を通しての案件になってますけども、現地調査に行った際、地権者の方にちょうどお会いすることができまして意向を聞きました。昨年までこの集落で営農されてる法人に委託してますけども、縮小を検討してますということ、農地が返ってきたということでした。ちょうど今回上がっている案件のすぐ隣で、受け手の方が生姜を耕作してますことがあつて、相談したら、快く受けてくれたということを地権者の方は言われておりました。昨日、受け手の方からも聞き取りを行いつつあえず今年現況が田になってますけども、もう土壤消毒をされてる状態になってます。今期は、生姜を作付けする計画でいきたいと思いますということ。周辺農地への悪影響も、ほとんどが受け手の方が生姜を耕作してますので、悪影響はないかと思つておりました。促進計画案の通りですので、特に問題ないかと思つてます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 議案第48号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第48号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第48号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第3 報告第24号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第24号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明します。
議案書は、3ページからです。
件数は窪川地域3件、西部地域2件、計5件になります。
借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。
番号1番 土地の所在地、東川角字扇田甲156番、地目、田、面積393㎡、外6筆あり、合計7筆、面積計2,597.86㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日は令和7年1月26日、引渡年月日は令和7年1月27日です。
番号2番と番号3番は同じ地番になりまして、番号2番が耕作者と中間管理機構との合意解約、番号3番が中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。
番号2番 土地の所在地、天ノ川字梁瀬333番、地目、田、面積2,223㎡、外3筆あり、合計4筆、面積計8,844㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日は令和7年2月17日、引渡年月日は令和7年3月17日です。
番号3番 土地の所在地、天ノ川字梁瀬333番、地目、田、面積2,223㎡、外3筆あり、合計4筆、面積計8,844㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日は令和7年2月17日、引渡年月日は令和7年3月17日です。
以上になります。
続きまして、西部地域からです。
番号4番と5番は同じ地番になりまして、番号4番が耕作者と中間管理機構との合意解約、番号5番が中間管理機構から所有者に戻る合意解約となります。
番号4番 土地の所在地、昭和字中ギレ184番1、地目、田、面積は1,151㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和7年1月23日です。
番号5番 土地の所在地、昭和字中ギレ184番1、地目、田、面積は1,151㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和7年1月23日です。

議長 報告第 24 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務局の説明が終わりました。
特になければ、報告第 24 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 25 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」
を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 25 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届け出について」をご説明します。
議案書は 5 ページからです。
件数につきましては窪川地域の 1 件です。なお、相続人の住所・氏名については、
議案書のとおりです。
番号 1 番 土地の所在地、奥呉地字三月田 996 番、地目、田、面積 2,950 m²、外 1
筆あり、合計 2 筆、面積計 7,559 m²です。届出日、令和 7 年 1 月 22 日、届出事由、相
続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第 25 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務局処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第 25 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 26 号「非農地証明事務処理報告」について議題とし
ます。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 26 号 四万十町非農地証明発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会
事務局規定第 8 条第 5 号の規定により、非農地証明書を発行しましたので報告いたし
ます。議案書は 6 ページをご覧ください。

今月は窪川地域から 1 件、西部地域から 1 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。根元原字八頭 92 番 1、地目、
畑、面積 63 m²です。申請地は 40 年以上前から宅地への進入道及び車庫として利用さ
れています。令和 7 年 2 月 3 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為
的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しておりま
す。窪川地域からは以上です。

番号 2 番。添付資料は 3 ページから 4 ページをご覧ください。土地の所在地、大
正字江原下ヤシキ 838 番、地目、畑、面積 1,325 m²です。申請地は、昭和 40 年頃よ
り重機、資材置場として利用しており現在に至っており四万十町非農地証明書発行
事務取扱要領第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過して
いる土地のため非農地であると認め、令和 7 年 1 月 29 日、担当委員との現地確認の
結果非農地証明を発行しております。報告は以上です。

議長 報告第 26 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第 26 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 報告第 27 号「農地法第 5 条による許可申請の取り消しについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 27 号 「農地法第 5 条による許可申請の取消しについて」報告いたします。
議案書は、7 ページです。
取下げ議案番号は、令和 4 年度 6 月総会、議案第 10 号 番号 2、土地の所在は、江師字下モンダヲ、485 番 1、登記地目は畑です。権利事由は、所有権の移転。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は農家住宅建築です。取下げ理由については、中古物件を購入し、新築工事が不要となったためです。
報告は以上です。

議長 報告第 27 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ報告第 27 号は終わります。

議長 続いて、日程第 7 議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。
議案書は 8 ページからです。申請地の位置は添付資料の 5 ページからになります。件数につきましては窪川地域の 1 件です。
譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。
番号 2 番については 2 月 25 日付で、両者から取り下げ書が提出されましたので、議案から削除いたします。
番号 1 番 土地の所在地、向川字笹野越 330 番、地目、田、面積 925 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。
以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議長 議案第 46 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。1 番の案件は私の案件でございます。
番号 1 番につきまして、23 日に譲渡人、譲受人両者から確認をしております。現地も見せております。現況は田であることを確認しております、譲受人は農地を有効的に利用することを確認しております、譲受人は年間 150 日以上農作業に従事してい

ることを確認しております、取得する農地の周辺に営農上、悪影響がないことを確認しております。今回の譲渡人のお兄さんが数年前にお亡くなりになられまして、それ以降、名義が妹さんになっております。また、同時に、数年前より今回の譲受人が耕作を受けておりましたが、このたび、自分の農地の隣で営農上も便利がいいということで、売買という話になったということです。譲受人は地域の担い手でもあるということで、以上の確認の結果、番号1番の所有権移転は問題ないと判断をいたしました。

議長 議案第46号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第47号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第47号 番号21番から23番は、議席番号9番 山本道雄委員が、番号24番は、議席番号27番 廣田智之委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の議事参与の制限に抵触しますので、まず、番号1番から20番までの審議、採決を行い、その後9番 山本道雄委員に退席いただき、番号21番から23番の審議、採決を行い、さらにその後、27番 廣田智之委員に退席いただき、番号24番の審議、採決を行います。それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案第47号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。

議案書は9ページからです。添付資料については7ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和7年3月3日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第五条第1項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域18件、西部地域6件の計24件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、向川字タツモト128番、地目、田、面積1,414㎡、外9筆あり、合計10筆、面積計16,499㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和10年3月2日の3年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は5筆が賃貸借権、残りの5筆が使用貸借権の設定です。

番号2番 土地の所在地、東川角字伝正乙1202番、地目、田、面積3,281㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和12年3月2日の5年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号3番 土地の所在地、東川角字東高岡甲1145番、地目、田、面積4,677㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計6,559㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和12年2月28日の5年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号4番 土地の所在地、東川角字大休場乙625番1、地目、田、面積1,024㎡、外11筆あり、合計12筆、面積計9,163㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和17年3月2日の10年です。作物は水稲とピーマンを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号5番 土地の所在地、金上野字下波瀬ガ小路986番1、地目、田、面積3,415㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和12年3月2日の5年です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号6番 土地の所在地、金上野字上八井1591番、地目、田、面積2,577㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和8年3月2日の1年です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号7番 土地の所在地、高野字キレイ17番、地目、田、面積1,269㎡、外6筆あり、合計7筆、面積計5,391㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年3月3日から令和10年3月2日の3年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号8番と番号9番は受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号8番 土地の所在地、口神ノ川字白皇1720番、地目、田、面積3,005㎡です。
番号9番 土地の所在地、口神ノ川字足川353番1、地目、田、面積は登記面積4,129㎡のうち現況面積1,738㎡、外2筆あり、合計3筆、面積計3,943㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号10番 土地の所在地、七里字栗ノ木才能丙419番、地目、田、面積563㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計1,051㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和12年2月28日の5年です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号11番 土地の所在地、七里字井マエ乙1999番、地目、田、面積1,736㎡、外5筆あり、合計6筆、面積計3,925㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年5月1日から令和10年4月30日の3年です。作物は水稲を栽培する計画です。権利の種類は1筆が賃貸借権、5筆が使用貸借権の設定です。

番号12番 土地の所在地、奥呉地字新改288番1、地目、田、面積540㎡、外2筆あり、合計3筆、面積計2,650㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年

3月3日から令和8年3月2日の1年です。作物は山芋、ソルゴー、水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号13番 土地の所在地、平串字大場ノ窪1140番1、地目、田、面積1,383㎡、外7筆あり、合計8筆、面積計11,660㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和12年3月2日の5年です。作物はソルゴー、水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号14番 土地の所在地、志和字瀧ノ下1240番、地目、田、面積1,575㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年3月3日から令和12年3月2日の5年です。作物はニラを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

1番から14番までの説明は以上です。

続きまして、西部地域です。

番号15 土地の所在地、弘瀬字田ノ谷465番7、地目、畑、面積4,058㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年になります。作物はトマト、インゲン、ナスなどの野菜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号16 土地の所在地、西ノ川字大田大丸363番、地目、田、面積1,088㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号17 土地の所在地、大正字中屋敷999番1、地目、田、面積278㎡です。外3筆あり、計4筆、面積は4,301㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借の設定です。

番号18 土地の所在地、河内字イカダデン448番、地目、田、面積1,620㎡です。外3筆あり、計4筆、面積は3,635㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和12年2月28日までの5年間。作物はサツマイモを栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。こちらは農地所有適格法人でない法人による貸借ですので、解除条件付きとなります。

番号19 土地の所在地、大井川字砂田1525番1、地目、田、面積1,028㎡です。外2筆あり、計3筆、面積は2,646㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号20 土地の所在地、古城字下モダバ1782番1、地目、田、面積814㎡です。外2筆あり、計3筆、面積は1,394㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和12年2月28日までの5年間。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長

議案第47号 番号1番から番号20番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番については私の案件でございます。番号1番について、貸出人、借受人に23日に確認をしております。貸出人は、昨年から高齢のため離農いたしまして親戚筋にあたる人が今年から耕作するということ

で、また借受人は今年から認定新規就農者としてがんばるとのことでした。

この方は、地域の担い手となる方です。また、次の根々崎の件なんですが、岡村博品委員が現地確認と本人との確認をしてくれております。圃場は実際5筆となっておりますが、実際はせまち直しをして一筆となっているようです。以上の結果、内容も利用集積の計画の通り、特に問題ないと判断を致しました。

議長 続きまして、番号2番から4番。22番 掛水誠幸委員。

22番 2番について報告します。

2月19日に設定を受ける者と設定をする者、両者より確認をしまりました。

利用権の設定を受ける者は認定新規就農者でありまして、夏はピーマン冬はイチゴを栽培しており、年間150日以上、約300日以上働いていると思います。利用集積計画の通り問題ないものと思われます。現地についても確認をしまりましたが、綺麗に管理されており、その田んぼについては今年度については天地返しがされておりましたので、かなり手を入れて耕作されておりました。

3番についても同じ日に現地確認と、本人の所に行き、調査をしまりました。たまたまですが生姜の栽培の準備をしており、トラクターに乗ってまいたので、仕事の邪魔をするわけにもいかず、近くに奥さんもおりましたので、奥様から確認をしまりました。認定農業者であるということ、それから現在の面積が生姜で約2町、米で5町ぐらを営しているということ。それから周辺農地に悪影響ないことも確認をしまりました。利用集積計画の通り、問題ないものと思われます。

4番です。先ほど、会長の方が報告しました。1番の同じ人ではございますが、12月31日まで会社の方に勤めておって、1月1日から認定新規就農者としてこの案件については親子ですので、お父さんから子供さんの方に設定を受けて、今後、農業を本格的にやるということの確認をしまりました。周辺農地についても、特に悪影響を与えることもないと思われますし、この面積をこなすには年間200日以上の仕事に従事するということを確認しました。親子間であり、特に問題ないと思われます。以上です。

議長 続きまして、番号5番、6番について。20番 中城康子委員。

20番 5番6番は借受人が違うんですけど、一緒に報告させてもらいます。双方の借受人は認定農業者で、地域の狙い手です。農地を効率的に利用しておりまして、年間150日以上、農作業に従事しております。管理もよくしておりまして、周辺農地にも悪影響は与えないと思われます。5番6番は問題ないと思われます。22日に双方の現地確認とそれから聞き取りをいたしました。現地は田んぼになっております。報告を終わります。

議長 続きまして、番号7番について。23番 西内一隆委員。

23番 番号7番について、2月23日に現地で借受人と確認しました。現況地目は田で、借

受人は水稻と生姜を栽培の専業農家で借り受ける圃場も問題なく管理されており、利用権の更新は問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 8 番、9 番について。3 番 谷脇誠郎委員。

3 番 まず 8 番、2 月 24 日に借受人の方と面談しました。ここは 5 年の継続更新ということで、米を栽培するという事です、貸出人ですけれども、家の方も両親が亡くなって、家も処分して県外に娘さんがおられて、田んぼだけですけど、その名義になっておるといことです。

番号 9 番ですけれども、貸出人の方、高齢にもなったということと、それから息子さんが町外で仕事をしているということで、借受人の方に耕作を頼んでるということなんです。これも 5 年の更新継続ということなんです。この地域 3 つの常会に分かれておられて、この常会は非常に高齢化が進んでまして、耕作者がいないという状況があります。そこでほとんどの方が、借受人の方に耕作を頼んでおるとい状況で、3ha ほどこの地域の中で作っているということなんです。借受人は非常に人望も厚く認定農業者でもあります。問題ないと判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、番号 10 番、11 番について。5 番 佐竹孝太委員。

5 番 番号 10 番についてですけど、昨日 2 月 25 日に現地にて、借受人と貸付人に会ってきました。借受人は、新規就農から約 4 年目の認定農業者じゃないですけども、年間 150 日の農作業しながら、住所は町外となっておりますが地元でも農業されております。利用権の設定の内容は特に問題ありません。新規の設定であります、町外と離れた所からの耕作にはなりますけれども、貸付人の方と共に共同作業を行っていきながら、生姜を作られてる。昨日、見に行った時も、もう生姜の土壌消毒の作業を行っておりました。また地域の田役といったことを地域と協力しながら、参加できる形で協力しながらやってくださいということをお願いしております。今後は地域の担い手として、生姜等を作っていくと周辺農地に悪影響もなく、特に問題ないと判断しております。

続きまして番号 11 番ですが、借受人に直接会って確認してきました。借受人の方は認定農業者じゃないですが、長年にわたって農業されている地域の経験豊富な担い手の方です。内容に関しても、昨日 25 日現地で確認し利用集積計画のとおり年間 150 日以上の農作業の確認を行い、耕作圃場も地域圃場内であり影響はありません。再設定でもあり特に問題ないと考えます。

議長 続きまして、番号 12 番について。28 番 大西博之委員。

28 番 先日、借受人から確認して来ました。借受人は地域の担い手でもあり内容も利用集積のとおりで再設定でもあり特に問題ないと思います。

議長 続きまして、番号 13 番について。29 番 石田芳秋委員。

29 番 2月22日、借受人に確認しました。新規の設定になってますけども相続による再設定の形になってまして、特に問題はないと判断いたしました。

議長 続きまして、番号14番について。32番 山本誠二委員。

32 番 番号14番ですけど、2月25日に現地と借受人から確認をしました。現況は田で周辺農地に悪影響を与えないことを確認しました。借受人は認定農業者であり、地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画の通りです。再設定でもあり、特に問題ないと判断します

議長 続きまして、番号15番。16番 宮脇眞弓委員。

16 番 番号15番について、借受人に2月20日面会しました。今年から認定農業者になられたということで、インゲン、トマト、ナスの露地栽培ということで、少し露地栽培だけだと心配もありますが、今後雨よけハウスを探しているということで期待したいと思いました。更新ですので問題ないと思います。

議長 続きまして、番号16番について。39番 梶原美智委員。

39 番 借受人、貸付人から22日に聞き取りをいたしました。現況は田であることを確認しました。借受人は長年にわたり農業され、経験も豊富な地域の担い手です。手入れもすごく行き届いていますので問題はないと思います。

議長 続きまして、番号17番について。17番 西川香代美委員。

17 番 番号17番について、2月21日電話にて借受人から確認しました。借受人は長年にわたり農業をされ経験豊富な方です。内容も利用集積計画の通り再設定でもあり、特に問題ないと判断します。年間150日以上農作業に従事し、周辺農地にも悪影響もないということです。

議長 続きまして、番号18番について。13番 武内道則委員。

13 番 21日に現地確認と聞き取りを行ってきました。現況は田でありますがお世辞にも管理されている農地とは言いがたく大草になっております。話を聞きますと、一昨年は耕作しておりましたが、昨年はいろいろ都合があつて耕作できなかったということで、土羽の草も多分一度も刈ってないような状況でございました。この借受人の法人は、芋と栗の栽培と加工する会社になっております。今年はこちらで芋を作るということでございます。現在聞き取りに行った時は、車が10台ほど止まっておりまして、アルバイト、パート等が12、3人作業をしておりました。もうしばらくして、加工の方は終わるので、その終わった流れで芋畑の管

理に向かうということでした。社員の、男一人、女一人となっておりますが、パートさんが10人ぐらいおります。常時雇用しているわけではありませんが、その植え付け、堀取りする時は、その人たちをまた雇ってやるということですので、土羽等の草刈りもきちっとしてくださいということを釘をさしておりますので、なんとか、大丈夫かなと思います。

議長 続きまして、番号19番。34番 平野直人委員。

34番 番号19番、2月23日に借受人に会い調査をしました。周辺の農地に悪影響を与えないことも確認しました。内容も利用集積計画の通りです。再設定でもあり、特に問題ないと判断します。あと添付資料にトラクター1台と書いていますが、田植えと収穫は機械を持っている人を雇ってやるということです。以上です。

議長 続きまして、番号20番について。14番 吉良榮委員。

14番 番号20番について説明します。22日に現地確認、23日夕方に電話で聞き取り調査を行いました。現況は田です。すでに荒起こしをして耕やしています。昨年まで今回借受人以外が稲を作っていますが、この方は今年の収穫後、撤退しています。添付資料73ページの図面では、3筆になっていますが、1枚の田んぼです。借受人は認定農業者ではありません。今の住所から実家のある6キロほどの距離を通勤しながら、後継者とともに三世代で営農する専業農家です。年間150日以上、農作業を行っています。椎茸、センブリ、稲などを栽培しており、稲藁はある水産会社へ提供しています。長年農業され、経験豊富な地域の担い手です。特に後継者には期待しています。貸出人が農業はしないということで、実際管理している貸出人の母と借受人との間で話がありました。新規の設定ではありますが周辺農地にも悪影響も与えません。特に問題ないと判断しました。

議長 議案第47号 番号1番から番号20番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第47号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から番号20番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第 47 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から番号 20 番は原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、番号 21 番から 23 番の審議を行いますので、9 番 山本道雄委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。
- 議長 議案第 47 号 番号 21 番から 23 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 21 番から 23 番までは受け手が同じなのでまとめて説明します。
番号 21 番、土地の所在地、平野字ツマド 1288 番、地目、田、面積 1,859 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積計 6,481 m²です。
番号 22 番、土地の所在地、平野字ツマド 1253 番、地目、田、面積 1,992 m²、外 3 筆あり、合計 4 筆、面積計 5,652 m²です。
番号 23 番、土地の所在地、平野字ツマド 1254 番、地目、田、面積 1,465 m²です。
設定は番号 21 番と番号 23 番が更新、番号 22 番が新規になります。期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 12 年 4 月 30 日の 5 年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。
- 議長 議案第 47 号 番号 21 番から 23 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。21 番から 23 番まで。30 番 澤田憲男委員。
- 30 番 番号 21 と 22、23 について現地圃場で借受人と立会しました。また確認も取っております。現況は田と確認をしました。借受人は農業経験も豊富で認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。農作業についての状況ですが、年間 180 日以上は従事しております。内容ですが、利用集積計画のとおりで 22 番が新規で 21 番、23 番が再設定であります。特に問題はないと判断します。またこの件ですが、22 番ですが新規になっておりますが、これにつきましては契約者が亡くなったことによって、息子さんの名義に変更した上で、新規という設定になっております。以上です。
- 議長 議案第 47 号 番号 21 番から 23 番について質疑を許します。質疑はありませんか。22 番 掛水誠幸委員。
- 22 番 米の反当あたりの数字を見ると、一般的な自分たちが今現在、50 キロになっていると思いますので、それから言うのですね、全部の圃場が結構高いのかなと感じましたので。東又地域についてはだいたいこんな感じでしょうか。
- 議長 それぞれやと思います。
- 議長 澤田憲男委員何かありませんか。

30 番 自分もちょっと思った所があつて、90 キロの所もあれば60 キロもある。これはどうしてと聞いたら、反当60 キロの所につきましてはなかなかお米が出来んということで、ここは下げさせてもらっているということです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第47号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号21番から23番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第47号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号21番から23番は、原案のとおり可決されました。
9番 山本道雄委員の除斥をとき、入室をしていただきます。

議長 山本道雄委員、番号21番から23番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号24番の審議を行いますので、27番 廣田智之委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号24番 土地の所在地、壱斗俵字カザヤシキ428番4、地目、田、面積1,916㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計2,680㎡です。設定は新規になります。期間は令和7年3月3日から令和17年3月2日の10年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第47号 番号24番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。6番 下元誠一郎委員。

6番 番号24番について説明をいたします。2月25日に借受人に会いまして、確認もして参りました。圃場は田であることを確認しております。借受人は認定農業者ではありませんが、地域の田役や中山間直接支払の委員を務めておりまして、地域にはなくてはならない担い手の一人であります。年間150日以上農作業に従事しておりまして、農地を有効活用しております。周辺農地に悪影響を与えないことも確認しており、農用地利用集積計画の通りで、問題がないものと判断いたします。以上です。

議長 議案第 47 号 番号 24 について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 47 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 24 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 47 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 24 番については、原案のとおり可決されました。

27 番 廣田智之委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 廣田智之委員、番号 24 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 49 号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定に伴う意見聴取について」を議題とします。

本議案は、昨年度より策定を進めてまいりました地域農業経営基盤強化促進計画について、町の方で計画の案が作成されたことから、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、令和 7 年 2 月 7 日付けで町長より意見聴取があったもので、農業委員会の意見を回答するものであります。

担当課の説明を求めます。

農林水産課 まず地域計画がどういうものか概要について説明させていただきたいと思います。

まずこれまで地域での話し合いによる、人・農地プランを作成し実行していただきました。今後、高齢化や人口減少の本格化において、農業者の減少や耕作放棄地が拡大する中で、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中で、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速化することが喫緊の課題となっております。

その課題解決に向けて国の方から二つの方針が示されておりまして、まず 1 つ目が人・農地プランを法定化して、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定める。また 2 つ目、この地域計画の実現のために、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンク等活用した農地の集約化等をするということ。この 2 つの方針が示されております。この 2 つの方針を進めるために令和 5 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法等の改正法が行われまして、この改正によりまして、地域計画を作成また進めるべく、下の図で示してありますが、平成 24 年から四万十町で開始されました人・農地プランというものは、地域農業の将来のあり方を明確化

にして進めてきたところになります。それに加えて、今度、地域計画の中で、地域農業の将来のあり方に加えまして、新たに目標地図を追加して、地域計画として進めていくことになりまして、その計画を今度、令和7年3月31日までに策定することになっております。

この地域計画の概要については、本来皆さんそれぞれ各地区の分を配らせていただいておりますけれども、この参考様式第5-2号っていう書類、皆さんお手元にありますでしょうか。

地域計画というものになりまして、こちら地域計画は計画と目標地図を合わせたものを言いまして、四万十町では、人・農地プランと同様な区割りで窪川地区は6地区、大正・十和地区で1地区ずつの合計8地区で、地域計画を策定するようにしております。各項目については各地区で、令和5年度実施しました座談会と、令和6年度の農業委員会がやっていただきましたアンケート調査をもとに、こちらの地域計画の案を作成しております。

まず皆さんのお手元にある計画の中で、地域における農業の将来の在り方については、1から3項目ということで、1つ目地域ごとの農地の状況、2つ目に地域農業の現状や課題、3つ目に将来像について記載しております。まず一番最初の農地の状況については農地台帳や耕作者へのアンケートを基に、こちらの方の数値を算出しております。

皆さん1ページ目の裏面2ページを開いてもらえたら、それぞれ項目として、地域農業の現状及び課題で、地域における農業の将来のあり方という形で、こちらについては座談会やアンケートで各地区でいただいた意見をまとめた形で、各地区の名称と集落と現状の課題をそれぞれ列記させていただいております。

続いて3の部分になりますけれども、3の部分が農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ、総合的な利用に関する目標ということで、集積に関する数値目標でありましたり、将来の目標とする集積率とかを載せております。こちらの方は、具体的な取り組み方法として、5項目に渡って記載をしております。1つ目が農用地の集積、集団化の取組。2つ目に農地中間管理機構の活用方法、3番目に基盤整備事業への取組で、4番目に多様な経営体の確保・育成の取組で、5番目に農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業受託の取組という形で、集積を図る5つの取り組みについて、各地区でいただいた意見等をこちらにまとめて記載をしております。

特にこのうちの3番目、基盤整備事業への取組については、基盤整備事業の補助要件等かかわってくるため、今後活用の予定がある地区については、具体的な内容を記載し、こちらの方に載せておりますので、また目を通していただきたいと思います。

4番目の地域内の農業を担う者一覧というものがありません。こちらの方が目標地図に位置付ける者というところがありますでしょうか。こちらの方は、別紙という形で裏の方に一覧表になって、各地区の農業者一覧って形で載せております。こちらの方は、地域内で目標地図に位置づけなる人の名簿になっておりまして、人数が多いため別紙という形になっておりますので、また目を通していただきたいと思います。

そして5番目がこちら任意記載事項になりますけれども、農業支援サービス事業体ということで、該当あるところは記載を入れております。

また6番、目標地図これも別添になります。こちらの方が、目標地図という形で各地区の集落ごとに農地の将来のどういう形で利用し、されていくのかというところで耕作

者が、10年後おるのか貸借になっているのか、また耕作者が見つからないので白地になっているのかという形で、地図に色付けをさせております。こちらについては、地域計画の方と合わせた形で、先ほど言いましたように、その計画と目標地図を合わせた形が地域計画になりますので、また目を通していただきたいと思います。

今回、詳細については、説明はなかなか全部はできませんけども、それぞれ計画の方に目を通していただきたいと思います。今後の流れですけど、先ほどの資料に戻っていただいて、裏面を見ていただきたいと思います。

地域計画の策定実行の流れについてですけども左の方から、人・農地プランの実質化から始まって、人・農地プランの実行で、令和5年の4月から令和7年3月末までという形で囲っております。今現在、地域計画の案の作成協議の結果を踏え、案の作成終えまして、地域計画の案の確認というところで、済の横のところが今の現状になります。

関係機関、意見聴取をするということで、農業委員会だったり農協だったり、公社だったり、そこらへんに意見聴取をさせていただいて、その意見を反映して、3月上旬から公告をさせていただきまして、令和7年3月31日に公告・策定という形で行きたいと考えております。

実際、地域計画は策定するのが目標ではありませんので、策定した後がスタートになりますので、実際地域計画を実現実行するためには、この計画の精度を高めていく必要があります。そのためにも計画の変更についても年2回から3回、それ以上に計画変更が出てくるかもわかりません。当然転用とか貸借とかで変更しなければならない部分も出てくると思います。その部分については、当然、臨機応変に計画の変更を含め、精度を高めていきたいと思いますのでまたご協力の方よろしくお願ひしたいと思います。

議長 担当課の説明が終わりました。

議長 議案第49号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第49号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定に伴う意見聴取について」異議ない旨を、町長へ回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第49号「地域農業経営基盤強化促進計画の策定に伴う意見聴取について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議が無いようですのでそのように決定いたします。

議長 続いて、日程第 11 その他の件について議題とします。

事務局 農地の貸借制度の変更について、説明します。

まずこれまでの農地の権利移動ルートとしては大きく 3 つあります。

農地法第 3 条での貸借、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定、農地中間管理機構を通じた貸借です。

農地中間管理機構とは高知県農業公社のことで、機構や公社とよばれるものです。

令和 7 年 3 月末に地域計画が策定される予定ですので、それに合わせ利用権設定が廃止となります。

地域計画策定後は点線より下のよう、利用権設定が廃止され、農地法第 3 条での貸借と農地中間管理機構を通じた貸借となります。

該当議案という部分の上と下を見比べてもらうとわかるかと思いますが、四万十町農用地使用集積計画についてという議案は 4 月総会よりなくなり、農地中間管理事業の推進に関する法律も少し名前が変わるようになるかなと思います。

裏面に移っていただいて、今回の法改正には、今後、社会の高齢化や人口減少により、農業者が減少し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されているため、効率性に農地を利用できるようにすることが望まれており、農業経営基盤強化促進法を廃止し、公社を通じた貸借のみとすることにより、国が目的達成を目指す意図があります。

真ん中にそれぞれの特徴とありますが、契約までにかかる期間などにも違いがあります。注意点としては、農地法では賃貸借契約となると、終期が来ると自動更新となるため、解約には手続きが必要となります。農地中間管理機構を通じた貸借は、契約に 2～3 か月ほどとこれまでと違い時間がかかるうえ、農地法での要件に加え、農地中間管理事業の要件もクリアする必要があります。

最後に、委員の皆様へのお願いとしてましては、引き続き総会での補足説明をお願いいたします。現在とは大きく変わらないと考えております。

利用権設定は 3 月 10 日が最終期限ですので、周りで契約をお考えの方がいらっしゃったら、早めに提出するようにお声かけをお願いします。

農家の方から相談があれば、農業委員会におつなぎください。ご協力よろしく申し上げます。

3 ページ目は Q&A をつけてみました。

前回の総会で質問のあった出し手の死亡についても盛り込んでみました。

出し手の契約に関しては、契約が賃貸借、使用貸借にかかわらず相続され、反対に受け手の契約については、使用貸借は契約終了となりますが、賃貸借の場合は相続されません。以上です。

議長 自分の方で一点だけ、下元誠一郎委員からありました、米奥の方に農家住宅ができ

るということで、2月9日にイオンモールでの就農相談に出席させていただきました。結果的に3件ほど、相談者がおりました。米奥にも農家住宅がありますよとか、クラインガルテンとかもありますよとかいうことを紹介してきました。なかなかそれを即就農というか、住んでいただくというか、そういった部分につながるかどうかわかりませんが、興味ある感じで。十何市町村来てましたので、いろいろはしごもしておりましたので、特に四万十町に興味があるというわけではない人もおりましたが、一応紹介してきました。調べてみますと、米奥の農家住宅が3軒ほどできるそうです。1軒は独身みたいな方が入る。あとの2軒は子供連れで入れるようなところです。それと農家住宅とは関係ない普通の子育て住宅みたいな。子育てされている人が近くに学校がありますんで、3棟ほど建つようです。これは議会の方に今度かかりまして、通りましたら、4月以降に募集をかけるそうです。高知市内を中心に南国とか安芸とか、高知市とかの方がすごい人数多かったです。やっぱり西へ来るほど相談数が少なかったです。その時の相談者はそんな感じでした、以上です。

議長 他に何かありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会2月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時30分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長

署名委員 15 番

署名委員 21 番
